

○国土交通省告示第二百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十四条の規定に基づき、防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十六号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の二の三に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとする。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。